建築基準法施行細則の一部を改正する規則の新旧対照表

旧	新
（建築物の定期報告） 第４条　条文略 ２　条文略 ３　条文略 ４　条文略 （特定建築設備等の定期報告） 第５条　条文略 ⑴　条文略 ⑵　令第１６条第１項各号に掲げる建築物及び前条第１項の建築物に設ける換気設備（法第２８条第２項ただし書の換気設備（自然換気設備を除く。）及び同条第３項の換気設備（共同住宅の住戸に設けられたものを除く。）に限る。）、排煙設備（法第３５条の排煙設備のうち、排煙機を有するものに限る。）、非常用の照明装置（法第３５条の非常用の照明装置に限る。）並びに給水設備及び排水設備（共同住宅の住戸に設けられたものを除く。） ⑶　条文略 ２　条文略 ～　～ ５　条文略	（建築物の定期報告） 第４条　条文略 ２　条文略 ３　条文略 ４　平成２０年国土交通省告示第２８２号第２の規定により、法第１２条第１項に規定する調査の項目、方法及び結果の判定基準に、平成２８年国土交通省告示第７２３号別表第１⑴から⑸までの防火扉（各階の主要な常閉防火扉に限る。）に係る検査項目及び検査事項、検査方法並びに判定基準を付加する。 ５　条文略 （特定建築設備等の定期報告） 第５条　条文略 ⑴　条文略 ⑵　令第１６条第１項各号に掲げる建築物及び前条第１項の建築物に設ける換気設備（法第２８条第２項ただし書の換気設備（自然換気設備を除く。）及び同条第３項の換気設備（共同住宅の住戸に設けられたものを除く。）に限る。）、排煙設備（法第３５条の排煙設備のうち、可動防煙壁又は排煙機を有するものに限る。）、非常用の照明装置（法第３５条の非常用の照明装置に限る。）並びに給水設備及び排水設備（共同住宅の住戸に設けられたものを除く。） ⑶　条文略 ２　条文略 ～　～ ５　条文略